

# 令和7年度 第2回 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和7年12月16日（火）  
15時00分～  
場所：14A会議室

# 【参考】計画策定のスケジュール

## 10月 第1回廃棄物減量等推進審議会（10/3）

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定について、宇都宮市から審議会に諮問
- ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の骨子案※に係る審議

※計画を構成する骨組み(基本理念・基本方針・基本施策)

## 12月 第2回廃棄物減量等推進審議会（12/16）

- ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の素案※に係る審議

※計画を大よそ完成させた案

## パブリックコメント（12/23～1/23）

- ・ 素案を公表し、約1か月間、パブリックコメントを実施

## 2月 第3回廃棄物減量等推進審議会

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申(案)について
- ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画(案)に係る審議
- ・ 令和8年度一般廃棄物処理実施計画(案)に係る審議

公表

# 資料の構成

(共通)

1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

(ごみ処理基本計画)

2 資源とごみ排出量の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

3 前計画における目標値の達成状況と課題・・・・・・・・・・・・ P10

4 計画の基本的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

5 循環型社会を形成するための施策展開・・・・・・・・・・・・ P16

6 収集運搬・中間処理・最終処分の体制・・・・・・・・・・・・ P18

(生活排水処理基本計画)

7 前計画における目標値の達成状況と課題・・・・・・・・・・・・ P20

8 計画の基本的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

9 良好な水環境の確保に向けた施策展開・・・・・・・・・・・・ P26

10 収集運搬・中間処理・最終処分の体制・・・・・・・・・・・・ P27

(共通)

11 計画の特徴・主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29

12 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30

添付資料

・別紙1：宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）概要版

・別紙2：宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）

# 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 共通)

環 境 部 廃棄物政策課  
上下水道局 下水道管理課

# 1 計画の概要

## (1) 策定の趣旨

- ・「廃棄物処理法」に基づき、「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める法定計画であり、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心の高まりや、生活排水処理施設の老朽化など、一般廃棄物を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえ、**循環型社会の形成や良好な水環境の確保**に向けて、これまでの取組の更なる推進を図るとともに、廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため、長期的な視点から計画を策定するもの

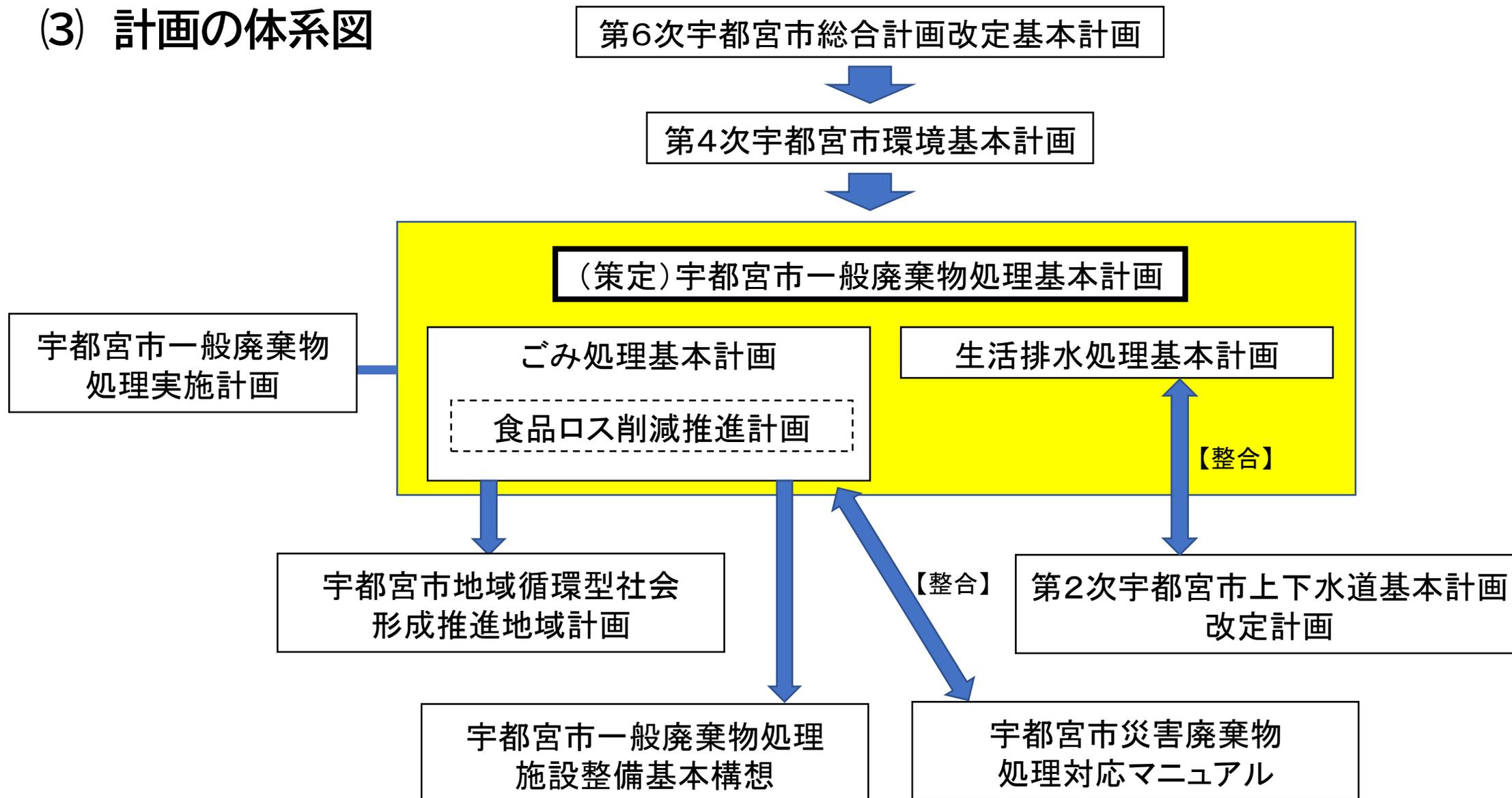
※そのうち、ごみ処理に係るものが「ごみ処理基本計画」、  
生活排水処理に係るものが「生活排水処理基本計画」

## (2) 計画の位置づけ

- ・ 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画の基本施策「ごみの減量化・資源化と適正処理の推進」を実現するための計画、及び「質の高い上下水道サービスを提供する」を具体化するための計画
- ・ 環境全般の指針となる「第4次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
- ・ SDGsの「つくる責任つかう責任」や「安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律により策定が努力義務とされている「市町村食品ロス削減推進計画：宇都宮市食品ロス削減推進計画」を包含する計画

# 1 計画の概要

## (3) 計画の体系図

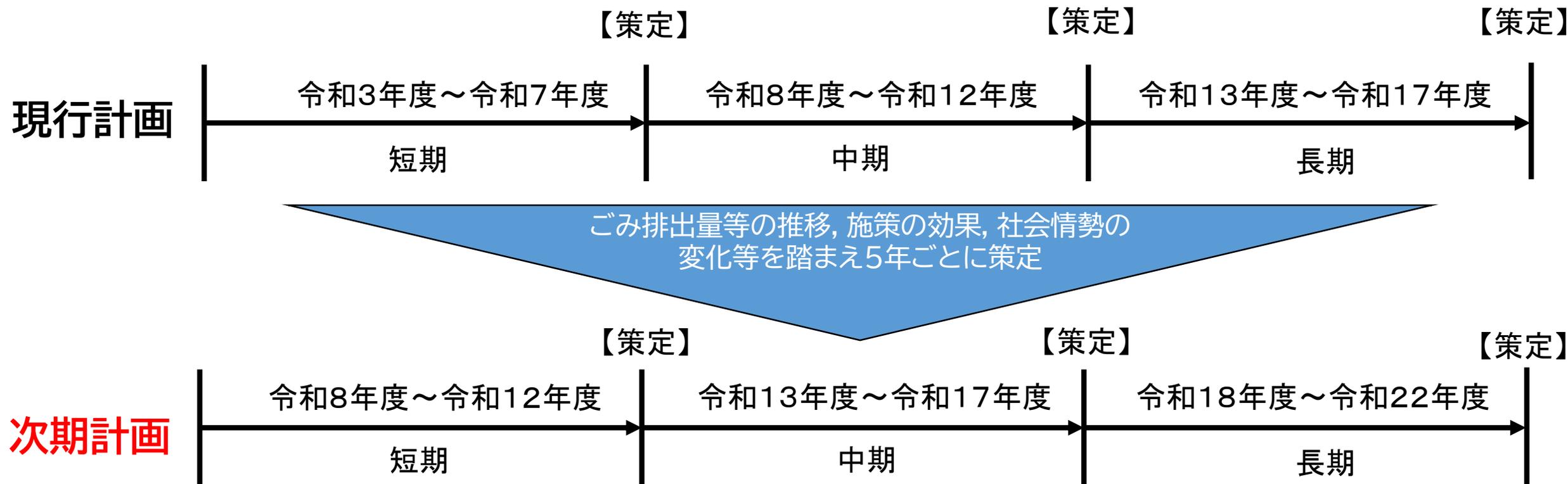


# 1 計画の概要

## (4) 計画期間

- 令和8年度～令和22年度までの15年間

※国の「ごみ処理及び生活排水処理基本計画策定指針」においては、「分別品目の決定や収集体制の確保, 処理施設の整備など, 長期的な視点に立った方向性を示す必要があることから, **目標年次を概ね10年から15年先として, 5年ごとに策定する**」としている。



現行計画の進捗や今後のごみ排出量等の推計等を踏まえ, 適宜, 目標値や施策等の見直しを実施

# ごみ処理基本計画

環境部 廃棄物政策課

# 2 資源とごみ排出量の現状(ごみ処理基本計画)

- ・資源物以外：減少傾向 (R1⇒R6：▲14,239t, ▲9.4%)
- ・資源物：減少傾向 (R1⇒R6：▲847t, ▲3.9%)
- ・最終処分量：減少傾向 (R1⇒R6：▲4,819t, ▲21.2%)

区分	単位	R1 (基準年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R1→R6比(%)		
人口	人	519,255	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852	▲1.4		
世帯数	世帯	227,058	229,283	230,901	234,493	236,768	239,655	5.5		
家庭系 +事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	146,226	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708	▲9.9
		不燃・危険ごみ	t	3,361	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977	▲11.4
		粗大ごみ	t	1,744	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405	38.0
		<b>小計</b>	<b>t</b>	<b>151,330</b>	<b>152,726</b>	<b>149,085</b>	<b>139,872</b>	<b>137,495</b>	<b>137,091</b>	<b>▲9.4</b>
	資源物	ペットボトル	t	1,959	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125	8.5
		びん・缶類	t	6,614	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648	▲14.6
		プラ・白色トレイ	t	3,313	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284	▲0.9
		紙布類	t	9,910	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891	▲0.2
		<b>小計</b>	<b>t</b>	<b>21,796</b>	<b>22,993</b>	<b>22,731</b>	<b>22,815</b>	<b>21,563</b>	<b>20,949</b>	<b>▲3.9</b>
	家庭系+事業系計	t	173,126	175,719	171,817	162,688	159,059	158,039	▲8.7	
拠点回収	t	7,735	6,846	6,696	6,069	5,966	5,655	▲26.9		
総排出量	t	180,861	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695	▲9.5		
最終処分量	t	22,704	20,887	18,677	25,212	17,959	17,885	▲21.2		

# 3 前計画における目標値の達成状況と課題 (ごみ処理基本計画)

基本指標1: 一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	559	600	550	547	545	542	540
実績値			587	542	524	524	

・令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物やまだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが含まれており、焼却ごみ以外のごみ種にも分別誤りのものが含まれている。

⇒ごみの発生抑制や正しい分別の定着に向けた周知啓発が必要

【参考】令和6年度 家庭系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	プラスチック製品	資源化不可紙	資源化不可布	木類※	その他	資源物計	プラスチック容器包装	資源化可紙	資源化可布	びん・缶
									80.0	16.9	9.6	1.7

・近年の一人1日当たりごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められている。

⇒「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要

# 3 前計画における目標値の達成状況と課題 (ごみ処理基本計画)

## 基本指標2: 事業系ごみ排出量(資源物以外)(t/年)

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	43,425	39,011	42,648	42,253	41,858	41,455	41,100
実績値			38,323	37,907	39,072	39,181	

・令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物や食品ロスが含まれており、事業系ごみ搬入車両の調査においても不適正ごみが一部含まれている。

⇒ 適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要

【参考】令和6年度 事業系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	プラスチック製品	資源化不可紙	資源化不可布	木類	その他	資源物計	プラスチック容器包装	資源化可紙	資源化可布	びん・缶

・事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加している。

⇒ 新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要

### 3 前計画における目標値の達成状況と課題(ごみ処理基本計画)

#### 基本指標3:最終処分量(埋立量)(t/年)

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	22,648	20,887	20,822	19,919	18,939	18,053	17,200
実績値			18,677	25,212	17,959	17,885	

・令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災に伴う溶融スラグ化の停止により一時的に増加したものの、現在は焼却ごみが減少傾向にあることや溶融スラグ化を再開したことにより減少しており、目標達成に向けて推移している。

⇒更なる削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理が必要

#### 取組指標:市が実施したフードドライブの参加者数(人/年)【宇都宮市食ロス削減推進計画指標】

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	121	49	400	400	400	400	400
実績値			298	832	970	855	

・令和6年度に目標はすでに達成しているものの、食品ロスは食品の生産から消費に至る各段階で発生し、家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入している。

⇒更なる食品ロスの削減に向け、市民や事業者の意識の向上・行動の定着が必要

# 4 計画の基本的な枠組み(ごみ処理基本計画)

## 【基本理念】 ※一部追加

脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

## 基本指標 ※変更なし

次期計画期間における資源とごみ排出量の推計値に、国の指標や本市のこれまでの実績を踏まえながら、施策の実施によって見込まれるごみの減量や資源化量の増加を見込み、短期(5年)・中期(10年)・長期(15年)の目標値を設定

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量  
(資源物以外)

人口動向に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を評価することができる。

事業系ごみ排出量  
(資源物以外)

個々の事業所規模に左右されず、事業者の3Rの取組効果を評価することができる。

最終処分量  
(埋立量)

3Rによるごみの減量・資源化効果と中間処理後の資源化効果を評価することができる

## 基本方針 ※変更なし

基本方針1  
発生抑制・再使用の促進

基本方針2  
資源循環利用の推進

基本方針3  
適正な処理の推進

## 基本施策 ※一部変更

基本施策1-1 意識醸成・行動変容の促進  
基本施策1-2 発生抑制(リデュース)の促進  
基本施策1-3 再使用(リユース)の促進

基本施策2-1 分別徹底の促進  
基本施策2-2 再資源化(リサイクル)の推進

基本施策3-1 適正な収集・処理処分体制の推進  
基本施策3-2 適正な排出指導・監視の推進

施策事業を展開

# 4 計画の基本的な枠組み(ごみ処理基本計画)

・基本指標の目標値は、国の「第5次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて設定する。

トレンド法により、現行施策を継続することを前提として推計

国の計画の指標	単位	R6(基準値)	区分	R12(短期目標)	R17(中期目標)	R22(長期目標)
一人1日当たり焼却ごみ量 (家庭系+事業系)	g/人・日	705	現状推移	674	651	639
			目標	655	640	628

前倒し

・国の計画の指標「一人1日当たりの焼却ごみ量(家庭系+事業系)」では、令和12年度に令和2年度比で16%削減(本市の場合:640.9g)を目標としている。

⇒本市の現状推移では、令和22年度(長期目標年度)に達成する見込みとなっているが、5年前倒しして、令和17年度(中期目標年度)の達成を目指す。(※)

※次期計画期間においては、「プラスチック製品の資源化」などの新規・重点事業に取り組むとともに、特に、短期目標期間(R8~R12)においては、近年のごみの減量・資源化意識の高まりを活かし、「サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組」など、各基本方針を横断する取組をはじめとした意識啓発等を強化

・国の計画の指標は、「一人1日当たりの焼却ごみ量(家庭系+事業系)」であり、これを本市の3つの基本指標「一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)」、「事業系ごみ排出量(資源物以外)」、「最終処分量(埋立量)」に換算した場合は次ページの通り



# 4 計画の基本的な枠組み(ごみ処理基本計画)

## 【各基本指標の目標値】

トレンド法により、現行施策を継続することを前提として推計

基本指標	単位	R6(基準値)	区分	R12(短期目標)	R17(中期目標)	R22(長期目標)
一人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源物以外)	g/人・日	524	現状推移	501	484	475
			目標	485 (現状推移比▲3.2%)	474 (現状推移比▲2.1%)	466 (現状推移比▲1.9%)
事業系ごみ排出量(資源物以外)	t	39,181	現状推移	36,500	34,700	33,400
			目標	35,800 (現状推移比▲1.9%)	34,500 (現状推移比▲0.6%)	33,200 (現状推移比▲0.6%)

ごみ排出量に応じて算出

基本指標	単位	R6(基準値)	区分	R12(短期目標)	R17(中期目標)	R22(長期目標)
最終処分量(埋立量)	t	17,885	現状推移	16,700	15,700	14,900
			目標	16,200 (現状推移比▲3.0%)	15,300 (現状推移比▲2.5%)	14,600 (現状推移比▲2.0%)

# 5 循環型社会を形成するための施策展開(ごみ処理基本計画)

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	サ-キ ユ-ラ- 食ロス	施策事業及び主な新規・重点内容
基本方針1 発生抑制・再使用の促進	基本施策1-1 意識醸成・行動変容の促進	分別講習会と出前講座の開催回数	57回/年	75回以上/年	★ ◆	1 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】 ・脱炭素・循環経済の視点を取り入れた出前講座の開催 ・情報が伝わりにくい若年層や外国人住人等への周知強化 2 リサイクル推進員活動支援の推進 3 エコショップ等の普及促進
	基本施策1-2 発生抑制(リデュース)の促進	市が実施したフードドライブの参加者数【食品ロス削減推進計画指標】	855人/年	1,350人/年	★ ◆	4 食品ロス発生抑制の推進【重点】 ・エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及 5 家庭系生ごみ削減の推進 6 プラスチックごみの発生抑制の推進 7 ごみ有料化等の検討
	基本施策1-3 再使用(リユース)の促進	再生品(リユース品)の提供数	196点/年	250点/年	★	8 不要品のリユースの利用促進 9 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】 ・未修繕粗大ごみ(家具等)の民間事業者売払いの実証実験
基本方針2 資源循環利用の推進	基本施策2-1 分別徹底の促進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数	延べ 64,189 ダウンロード/年	延べ 100,000 ダウンロード/年	★	10 分別強化の推進【重点】 ・わかりやすい分別呼称等の選定 11 プラスチック製品の分別徹底の推進【新規・重点】 ・プラスチック製品分別収集に係る自治会等説明会の開催
	基本施策2-2 再資源化(リサイクル)の推進	剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量	4,234t/年	5,200t/年	★ ◆	12 資源物の分別徹底等による資源化の推進 13 食品廃棄物の資源化の推進 14 資源物集団回収の推進 15 新たな資源循環利用の検討
基本方針3 適正な処理の推進	基本施策3-1 適正な収集・処理処分体制の推進	行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合	100%/年	100%/年を維持		16 ごみステーションの維持管理支援の推進 17 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進 18 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進 19 火災対策の推進【重点】 ・リサイクルプラザ等における火災対策設備の機能追加 20 クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】 ・次期ごみ焼却施設整備等の検討、現地調査の実施 21 災害廃棄物の適正処理の推進
	基本施策3-2 適正な排出指導・監視の推進	事業所への戸別訪問指導の実施率	100%/年	100%/年を維持	★ ◆	22 事業系ごみの適正処理の推進【重点】 ・展開調査結果等に基づく指導・監視の強化 23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 24 きれいなまちづくりの推進

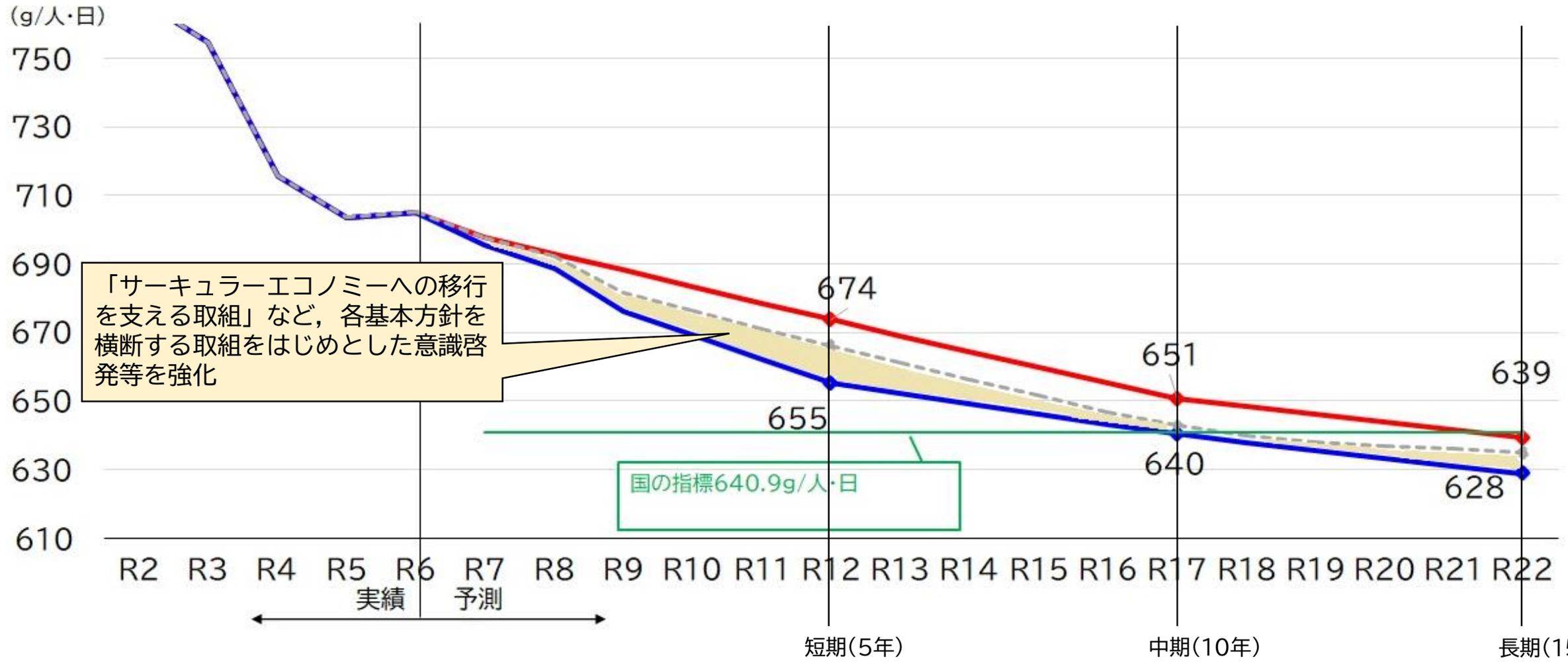
## 各基本方針を横断する取組

- 1 サークュラーエコノミーへの移行を支える取組<<★>>
  - ・脱炭素・3R普及啓発の推進
  - ・粗大ごみ等のリユースの推進
  - ・資源物等の分別徹底による資源化の推進 など
- 2 食品ロス削減の推進<<◆>>
  - ・エコショップ等の普及促進
  - ・食品ロス発生抑制の推進
  - ・家庭系生ごみ削減の推進 など

# 【参考】施策事業の展開を踏まえたごみ排出量の推移

— 現状推移(現行施策を継続)     
 - - - - - P16の施策事業を展開     
 — 目標値

《国の指標》一人1日当たりの焼却ごみ量(家庭系+事業系)



## 6 収集運搬・中間処理・最終処分の体制(ごみ処理基本計画)

### 【収集運搬体制】

- ・ごみの減量・資源化を推進し、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、事業者とも連携しながら、**適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理**を行う。
- ・また、国等の動向や、社会環境の変化などを踏まえるとともに、収集するごみ量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保し、本市に適した効果的・効率的な収集運搬体制を推進する。

### 【中間処理体制】

- ・**現行体制を継続**し、焼却施設はクリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原、資源化施設はクリーンパーク茂原リサイクルプラザ(不燃ごみ, 粗大ごみ, びん・缶, ペットボトル), エコプラセンター下荒針(白色トレイ, プラスチック製容器包装)とするが、クリーンパーク茂原は供用開始から24年が経過しているため、**次期ごみ焼却施設の整備(クリーンパーク茂原の再整備)**に取り組む。次期ごみ焼却施設においては、安定的なごみ処理体制の構築に加え、脱炭素の推進に資するよう、地球温暖化対策やごみの処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を進める。
- ・引き続き、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施するとともに、本市で処理やリサイクルができない廃棄物については、民間事業者を活用する。

### 【最終処分体制】

- ・エコパーク下横倉において、埋立処分を行う。また、長期的な安定処理に向けて、埋立計画期間の満了を見据えながら、最終処分量の削減を図る。



# 生活排水処理基本計画

上下水道局 下水道管理課

# 7 前計画における目標値の達成状況と課題 (生活排水処理基本計画)

## 取組指標① 生活排水処理人口普及率※(%)

※「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し使用可能な区域の人口」及び「合併処理浄化槽を使用している人口」が行政人口に占める割合

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	98.7	99.1	99.4	99.7	99.8	99.9	100.0
実績値		99.0	99.3	99.3	99.4	99.4	

・令和6年度実績の99.4%は、令和元年度の基準値から0.7pt上昇しており、堅調に推移している。

⇒短期目標の達成に向けて、着実に生活排水処理施設の整備を進めているが、他事業(土地区画整理事業等)の進捗による影響があるため、達成時期や目標値の検討が必要

## 取組指標② 生活排水処理率※(%)

※「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口」が行政人口に占める割合

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	95.7	96.1	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1
実績値		96.0	96.4	96.7	96.8	97.0	

・令和6年度実績の97.0%は、令和元年度の基準値から1.3pt上昇しており、堅調に推移している。

⇒短期目標の達成に当たっては住民協力が不可欠であるため、戸別訪問指導等の周知啓発を継続的に実施する必要がある。また、他事業(土地区画整理事業等)の進捗による影響があるため、達成時期や目標値の検討が必要

# 7 前計画における目標値の達成状況と課題 (生活排水処理基本計画)

## 取組指標③ 浄化槽法第11条検査受検率※(%)

※受検率は、登録基数に対する受検した基数  
 ※令和3年度の上昇は、下水道接続等世帯と突合した結果の登録基数減によるもの

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
目標値	72.1	73.3	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3
実績値		72.1	81.4	84.9	84.9	85.7	

・令和6年度実績の85.7%は、令和元年度の基準値から13.6pt上昇しており、堅調に推移している。  
 ⇒短期目標の達成に向けて、検査の受検を促す文書を送付するなど、周知啓発を進めていることで実績値は順調に上昇しているが、今後も目標達成に向け、**周知啓発を継続的に実施する必要**がある。

# 7 前計画における目標値の達成状況と課題 (生活排水処理基本計画)

## 取組指標④ し尿・浄化槽汚泥処理量(kl/日)

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)
目標値	115.8	113.0	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2
実績値		115.4	120.9	119.7	115.5	112.5	

## 取組指標⑤ し渣焼却灰埋立量(t/年)

	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)
目標値	—	—	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4
実績値			61.8	61.2	59.0	57.5	

- ・し尿・浄化槽汚泥処理量の令和6年度実績112.5kl/日は、令和元年度の基準値から減少している。
- ・し渣焼却灰埋立量の令和6年度実績57.5t/年は、令和3年度から減少傾向にある。  
 ⇒処理量及び埋立量は、単独浄化槽・汲み取りトイレからの下水道接続や合併浄化槽の転換により、減少する見通しであり、目標の達成に向けて接続促進等の周知啓発を進めているが、今後の目標達成に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要がある。また、目標値と実績値の乖離が大きいいため、目標設定の見直しや検討が必要である。

# 8 計画の基本的な枠組み (生活排水処理基本計画)

## 【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

### 基本指標

良好な水環境の確保に向け、短期(5年)・中期(10年)・長期(15年)の目標値を設定

生活排水処理率

### 基本方針 1

生活排水処理施設整備の推進と  
効率的な運営管理

- 基本施策1-1 生活排水処理施設の整備推進
- 基本施策1-2 生活排水処理施設への接続促進
- 基本施策1-3 生活排水処理施設の適正管理

### 基本方針 2

し尿・浄化槽汚泥等の  
適正な処理

- 基本施策2-1 最適な収集運搬の維持
- 基本施策2-2 適正な処理の推進

施策事業を展開

# 8 計画の基本的な枠組み (生活排水処理基本計画)

## 【基本指標】

### 現行計画の基本指標

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率

【基本指標2】 生活排水処理率

次期計画

### 次期計画の基本指標

【基本指標1】 生活排水処理率

・現行計画では「普及率」と「処理率」の2つを設定していたが、本市においては汚水処理施設の整備が概成しており、令和6年度末の普及率は99.4%と市内大半の箇所へ普及はしている状況である。

・未整備箇所についても区画整理事業地内が主な箇所となっていることから、「普及率」については指標としては設定はせず、基本理念である「良好な水環境の確保」に向けて直接的に関係する「処理率」のみを引き続き基本指標として設定する。

# 8 計画の基本的な枠組み(生活排水処理基本計画)

## 【基本指標：生活排水処理率の目標値】

・令和6年度の処理形態別人口を基準とし、本市の人口推計の結果と施策の実施によって見込まれる各処理施設への接続効果や転換効果をトレンド法により、推計を実施。推計結果は下記のとおり。

(単位：人)											
年度	行政人口 (A)	生活排水 処理人口 (B)	公共下水道	農業集落 排水処理	地域下水 処理	合併処理 浄化槽	生活排水 未処理 人口	単独処理 浄化槽	し尿 汲み取り	生活排水 処理率 (B/A)	備考
R 6 (基準年)	513,086	497,902	451,473	8,363	11,138	26,928	15,184	7,731	7,453	97.0%	実績値
R 7	508,804	494,638	448,896	8,320	11,045	26,376	14,166	7,213	6,953	97.2%	推計値
R 8	506,828	493,611	448,348	8,315	11,002	25,946	13,217	6,729	6,487	97.4%	推計値
R 9	504,883	492,615	448,301	8,310	10,487	25,517	12,268	6,247	6,022	97.6%	推計値
R 10	502,988	491,667	447,823	8,306	10,447	25,090	11,321	5,764	5,557	97.7%	推計値
R 11	501,163	490,786	447,406	8,304	10,409	24,668	10,377	5,283	5,093	97.9%	推計値
R 12	499,367	489,935	451,290	8,301	6,097	24,246	9,432	4,803	4,630	98.1%	推計値(短期目標)
R 13	497,604	489,115	450,913	8,300	6,075	23,827	8,489	4,322	4,167	98.3%	推計値
R 14	495,821	488,275	450,518	8,297	6,053	23,407	7,546	3,842	3,704	98.5%	推計値
R 15	494,031	487,429	450,117	8,295	6,031	22,986	6,602	3,361	3,240	98.7%	推計値
R 16	492,236	486,578	449,711	8,293	6,009	22,565	5,658	2,881	2,777	98.9%	推計値
R 17	490,499	485,784	453,033	8,292	2,313	22,146	4,715	2,401	2,315	99.0%	推計値(中期目標)
R 18	488,800	485,026	452,700	8,291	2,305	21,730	3,774	1,922	1,853	99.2%	推計値
R 19	487,054	484,222	452,325	8,289	2,296	21,312	2,832	1,442	1,390	99.4%	推計値
R 20	485,276	483,388	451,921	8,287	2,288	20,892	1,888	961	927	99.6%	推計値
R 21	483,477	482,533	451,498	8,285	2,279	20,470	944	481	463	99.8%	推計値
R 22	481,684	481,684	452,626	7,754	1,254	20,049	0	0	0	100.0%	推計値(長期目標)

# 9 良好な水環境の確保に向けた施策展開 (生活排水処理基本計画)

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	施策事業及び主な重点内容	
基本方針1	生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	基本施策1-1 生活排水処理施設の整備推進	—	—	1 公共下水道の整備推進 2 合併処理浄化槽の整備推進 <b>【重点】</b> ・浄化槽設置費補助制度の実施	
		基本施策1-2 生活排水処理施設への接続促進	生活排水処理率	97.0%	98.1%	3 生活排水処理施設への接続促進 <b>【重点】</b> ・未接続世帯に対する戸別訪問・指導の実施
		基本施策1-3 生活排水処理施設の適正管理	浄化槽法第11条検査受検率	85.7%	100%	4 生活排水処理施設の統廃合等の推進 <b>【重点】</b> ・生活排水処理施設の統廃合 5 合併処理浄化槽の適正管理の推進 <b>【重点】</b> ・法定検査未受検者に対する受検啓発の実施
基本方針2	し尿・浄化槽汚泥の適正な処理	基本施策2-1 最適な収集運搬の維持	—	—	6 最適な収集運搬の実施	
		基本施策2-2 適正な処理の推進	し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率	100%	100%	7 適正な中間処理・最終処分の実施

# 10 収集運搬・中間処理・最終処分の体制(生活排水処理基本計画)

## 【収集運搬体制】

・し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施する。

## 【中間処理体制】

・収集運搬したし尿・浄化槽汚泥について、中間処理施設を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施する。

## 【最終処分体制】

・受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施する。

# 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 共通)

環 境 部 廃棄物政策課  
上下水道局 下水道管理課

# 11 計画の特徴・主な取組

## 【特徴】

### 《ごみ処理基本計画》

#### ・新たな視点を踏まえた横断的な取組の展開

⇒国が推進するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行の視点を新たに加え, リサイクル(再生利用)をはじめとした廃棄物分野におけるサーキュラーエコノミー(循環経済)を支える各種取組を横断的に展開

#### ・行動変容の更なる促進に向けた多様な意識啓発

⇒近年のごみ減量・資源化に関する機運の高まりを活かし, 市民・事業者における行動変容の広がりへの加速化に向けた脱炭素・3Rの意識啓発を推進

### 《生活排水処理基本計画》

#### ・生活排水処理施設への接続促進を重点的に推進

⇒令和8年度までに下水道施設概成という国の方針を踏まえ, 整備に関する取組を重点的に推進し, 概成した状況であることから, 施設の適正管理を行うとともに, 公共下水道など生活排水処理施設への接続促進を重点的に推進

## 【主な取組】

- ・県内他市町に先駆けたステーション方式による「プラスチック製品」の分別収集・資源化の推進
- ・世界的課題の食品ロス削減に向け, 関連施策や各主体の役割等をまとめた「宇都宮市食品ロス削減推進計画」を包含
- ・ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用できる「次期ごみ焼却施設」の整備の推進
- ・生活排水処理施設の統廃合等の推進 など

# 12 計画の推進体制

廃棄物減量等推進審議会

本計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じ意見や提言を行う。  
 また、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について審議及び答申を行う。



一般廃棄物処理基本計画  
 推進委員会

本計画を総合的・計画的に推進するため、「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行う。

## 【取組と成果の反映】

